

津市久居体育館施設の使用料

単位 円

時間区分 使用区分			①	②	③		
			午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 9 時30分まで		
アリーナ	入場料等を徴収しない場合	スポーツのために使用する場合		2, 090	3, 140	4, 190	
		その他の場合		4, 190	6, 280	8, 380	
	入場料等を徴収する場合	スポーツのために使用する場合		6, 280	9, 420	12, 570	
		その他の場合		10, 470	15, 710	20, 950	
	営利又は宣伝を目的とする場合		20, 950	31, 420	41, 900		
	アリーナ照明		1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。）当たり 520				
	アリーナ冷暖房設備	全面	1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。）当たり 3, 800				
		2 分の 1 使用	1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。）当たり 1, 900				
	一般公開日における個人使用	中学生以下		100	100	100	
高校生以上・一般		200	200	200			
会議室			1, 570	1, 570	2, 090		
指導員室			1, 570	1, 570	2, 090		
卓球室	一般公開日における個人使用	中学生以下		100	100	100	
		高校生以上・一般		200	200	200	
		回数券 (12回)	中学生以下	1, 040			
			高校生以上・一般	2, 080			
シャワー室	入場料等を徴収しない場合		1 人 1 回につき 100				
	入場料等を徴収する場合		1 人 1 回につき 200				

〔備考〕

- 次の各号の一つに該当する場合は 2 分の 1、二つに該当する場合は 4 分の 1、全てに該当する場合は 8 分の 1 をそれぞれ当該使用料に乗じた額（10 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を各々の場合の使用料とする（アリーナ冷暖房設備及び一般公開日における個人使用の場合を除く。）。
 - アリーナの使用面積がその床面積の 2 分の 1（中央で区分する。）以下のとき。
 - 使用時間が定められた時間区分の 2 分の 1（午前 10 時 30 分、午後 3 時又は午後 7 時 45 分を基準時間として区分する。）以下のとき。
 - 使用の準備のために使用するとき。
- 定められた時間区分を延長し、又は繰り上げて使用した場合の使用料は、当該時間区分に係る使用料に、時間区分②の使用料の 4 分の 1 の額にその延長し、又は繰り上げて使用した時間（1 時間未満は、1 時間とする。）を乗じて得た額（10 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を加算する（一般公開日における個人使用の場合を除く。）。ただし、時間区分①、②、③の 2 区分又は 3 区分を連続して使用することとなる場合は、次項の規定による。
- 時間区分①、②、③の 2 区分又は 3 区分を連続して使用する場合の使用料は、使用した各時間区分に係る使用料の合計額とする。
- 入場料等を徴収する場合とは、入場料、観覧料、寄附、入場券招待券、優待券、整理券、会員券、資金募集等名目のいかなを問わず、入場について直接又は間接に金銭の支出を必要とする場合をいう。
- 冷暖房時の会議室及び指導員室の使用料については、当該施設使用料の 10 分の 3 の額（10 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を加算する。
- 一般公開日における個人使用の場合のアリーナ照明及びアリーナ冷暖房設備の使用料は、無料とする。
- 市外の者が使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の 2 倍の額とする（アリーナ冷暖房設備を除く。）。